

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
8月21日
(火曜日)

目 次

- 公告
公共測量の実施(監理課).....
- 雑報
県報の正誤(平成三十年八月三日山口県告示第二百九十八号).....



(二八五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成三十年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量及び出来形確認測量)
- 二 作業の地域
周南市大字富田
- 三 作業の期間
平成三十年八月十七日から平成三十一年三月三十日まで

正 誤

平成三十年八月三日山口県告示第二百九十八号(土砂災害特別警戒区域の指定)



六	ページ	段	行
			一〇〜一九

正	<ul style="list-style-type: none"> 一 区域の名称 豊北町栗野(7) 二 区域の範囲 次の図のとおり 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 次の図のとおり <p>(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)</p>
---	---

平成三十年八月二十一日
印刷發行

發行人所

山口縣知事